

別表 1 (第 2 条第 1 項関係)

	事業者の種類	サービスの種類	職種
1	指定障害福祉サービス事業者	療養介護	看護職員、生活支援員
2		生活介護	看護職員、理学療法士、作業療法士、生活支援員
3		短期入所	看護職員、生活支援員
4		共同生活援助	看護職員、世話人、生活支援員
5		自立訓練（機能訓練）	看護職員、理学療法士、作業療法士、生活支援員
6		自立訓練（生活訓練）	看護職員、生活支援員
7		就労移行支援	職業指導員、生活支援員、就労支援員
8		就労継続支援 A 型	職業指導員、生活支援員
9		就労継続支援 B 型	職業指導員、生活支援員
1 0	指定障害児通所支援事業者	児童発達支援（センター除く）	児童指導員、保育士、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員
1 1		児童発達支援センター	児童指導員、保育士、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員
1 2		医療型児童発達支援	児童指導員、保育士、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
1 3		放課後等デイサービス	児童指導員、保育士、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員
1 4	指定障害児入所施設	福祉型障害児入所支援	児童指導員、保育士、看護職員、職業指導員、心理指導担当職員
1 5		医療型障害児入所支援	児童指導員、保育士、職業指導員、理学療法士、作業療法士、心理指導担当職員